

平成29年 1 月10日

特許庁庁舎16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会

第5回意匠制度小委員会議事録

特 許 庁

目 次

1. 開	会	1
2. 会議の公開について		2
3. ハーグ協定のジュネーブ改正協定の加入後の状況及び画像を含む意匠の登録要件に関する意匠審査基準改訂後の状況について		4
4. 意匠五庁（ID5）会合を通じた国際連携の強化について		7
5. 意匠分野における優先権書類の電子的交換の仕組みの導入について		8
6. 閉	会	18

1. 開 会

○中野制度審議室長 時間になりました。事務局を務めさせていただきます特許庁総務部総務課制度審議室で室長をしております中野でございます。

本日は御多忙の中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第5回意匠制度小委員会を開催させていただきます。

本小委員会の委員長については知的財産分科会長が指名するものとされており、五神真分科会長からは大阪大学大学院高等司法研究科教授の茶園成樹委員を御指名いただいております。茶園委員御本人にも御内諾をいただいておりますので、本委員会の委員長は茶園委員にお願いしたく存じます。よろしくお願いたします。

早速ですが、茶園委員長から御挨拶をいただけますでしょうか。

○茶園委員長 大阪大学で知的財産法を教えております茶園成樹と申します。本小委員会の委員長を務めさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いたします。

本日の議題にもありますけれども、我が国は、一昨年、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に加入し、また昨年度は画像デザインに関する意匠審査基準の改訂が行われました。今年度は、これらの実施段階にあったということが出来ます。意匠制度の発展のためには、これらの実施状況を踏まえて、更に新しい意匠制度の改革が必要ではないかと思っております。そのために、皆様方には熱心な御討議をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○中野制度審議室長 ありがとうございます。

議事の進行については茶園委員長にお願いしたいと思います。

議事に入るに際しまして、委員の皆様をお願いがございます。御発言をいただく際には、指名されましたら、お手元のマイクのスイッチを入れて御発言いただきますようお願いいたします。

○茶園委員長 ありがとうございます。

前回以降、大淵前委員長、大下委員、永田委員、西川委員、和田委員の5名が委員を退任されました。そして、新たに3名の方が委員に就任されました。新たに本委員会の委員になられた方々について、事務局から御紹介をお願いいたします。

○中野制度審議室長 御紹介申し上げます。

一般社団法人日本自動車工業会知的財産専門部会部会長、マツダ株式会社知的財産部特

許グループマネージャー、佐々木秀和委員。

○佐々木委員 (一礼)。

○中野制度審議室長 一般社団法人日本知的財産協会常務理事、住友電気工業株式会社知的財産部長、佐野裕昭委員。

○佐野委員 よろしくお願ひします。

○中野制度審議室長 一般社団法人電子情報技術産業協会法務・知的財産権委員会委員長、株式会社日立製作所知的財産本部副本部長兼知財ビジネス本部長、戸田裕二委員。

○戸田委員 戸田です。よろしくお願ひします。

○中野制度審議室長 以上の方々でございます。

○茶園委員長 どうもありがとうございました。

なお、本日は増田委員が御欠席でございます。議事に入る前に、小宮特許庁長官から御挨拶をお願いいたします。小宮長官、お願いいたします。

○小宮特許庁長官 特許庁長官の小宮でございます。特許庁を代表して、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まず、委員の皆様におかれましては、年の初めの大変御多忙な折にもかかわらず、意匠制度小委員会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今、茶園委員長から御紹介がありましたけれども、我が国においてハーグ協定のジュネーブ改正協定が発効してから1年7カ月が経過をいたしました。これまでの大まかな傾向といたしましては、我が国ユーザーによる国際出願及び外国ユーザーによる我が国を指定した国際出願の利用が共に拡大をしており、同協定は企業活動のグローバル化に伴う模倣被害の抑止やデザインによるブランドの更なる発信に資する一つのツールとして、国内外のユーザーの皆様幅広く認識され始めていると思います。

また、本小委員会や意匠審査基準ワーキンググループにおいても議論されました画像デザインの保護の拡充についても、物品に事後的に記録された画像の意匠登録を可能とする改訂意匠審査基準が昨年4月1日から適用されており、以降、新たに登録可能となった画像デザインが着々と出願されている状況であります。

本日は、まずハーグ協定加入後の状況や画像デザインの登録要件に関する意匠審査基準改訂後の状況について、事務局から概略を御報告いたします。

また、本日は皆様に御審議をいただきたい事項が1点ございます。意匠分野におきましては、近年の企業活動の一層のグローバル化に伴い、平成27年度に創設された意匠五庁か

ら構成される I D 5 会合におきまして、意匠分野の国際協力がいよいよ始動し、また W I P O の国際会議の場におきましても手続調和条約である意匠法条約について議論されるなど、国際調和を意識した動きが活発化しております。

このような背景から、特許庁としては国際調和を意識した意匠登録出願手続の利便性の向上を一つの重要なテーマとしてとらえており、まずは本日、かねてより内外のユーザーから要請が強くあります「意匠分野における優先権書類の電子的交換の仕組みの導入」について御検討をお願い申し上げる次第であります。

限られた時間ではありますけれども、委員の皆様におかれましては、是非とも忌たんのない御意見をいただき、活発な御議論をお願いできればと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○茶園委員長 長官、ありがとうございました。

2. 会議の公開について

○茶園委員長 次に、具体的な審議に先立ち、本委員会の議事の運営等について事務局から説明を伺った上で皆様の御同意を得ておきたいと思っております。事務局から説明をお願いいたします。

○中野制度審議室長 まず配布資料の確認をさせていただきます。経済産業省の方針としてペーパーレス化を推進しておりますことから、本日の審議会におきまして、議事次第、配布資料一覧、委員名簿の他、資料 1 「会議の公開について（案）」、資料 2 - 1 「ハーグ協定のジュネーブ改正協定加入後の状況について」、資料 2 - 2 「画像を含む意匠の登録要件に関する意匠審査基準改訂後の状況について」、資料 3 「意匠五庁（I D 5）会合を通じた国際連携の強化について」、資料 4 「意匠分野における優先権書類の電子的交換の仕組みの導入について」の計 7 種類の資料のデータについてはタブレットで御覧いただき、座席表及びタブレットの使い方については、お手元に紙で配布することといたしました。

タブレットの使用方法に関しては、お手元のタブレットの使い方を御覧ください。操作でお困りになった場合には、お席で手を挙げていただくなどして合図をしていただければ、手を挙げております担当の者が対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、会議の公開について、次のとおりでよろしいかお伺いいたします。資料 1 「会議の公開について（案）」を御覧ください。

本会議は原則として公開とします。また、配布資料、議事要旨及び議事録も原則として公開いたします。ただし、個別の事情に応じて会議または資料を非公開にするかどうかについての判断は委員長に一任するものとします。

○茶園委員長 本委員会の運営に関して、ただいま事務局から説明をいただきましたけれども、これについて御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○茶園委員長 どうもありがとうございました。

では、議事に入りたいと思います。

3. ハーグ協定のジュネーブ改正協定の加入後の状況及び画像を含む 意匠の登録要件に関する意匠審査基準改訂後の状況について

○茶園委員長 議題3「ハーグ協定のジュネーブ改正協定の加入後の状況及び画像を含む意匠の登録要件に関する意匠審査基準改訂後の状況について」につきまして、資料2-1「ハーグ協定のジュネーブ改正協定加入後の状況について」及び、資料2-2「画像を含む意匠の登録要件に関する意匠審査基準改訂後の状況について」をもとに事務局から説明をお願いいたします。

○久保田意匠制度企画室長 意匠課意匠制度企画室長の久保田でございます。よろしくお願いたします。

まずは我が国のハーグ協定加入後の状況、それから画像デザインの登録要件に関する意匠審査基準改訂後の状況について御報告させていただきます。

早速ですが、資料2-1「ハーグ協定のジュネーブ改正協定加入後の状況について」のスライド番号1のページを御覧ください。

まずハーグ協定に基づく意匠の国際登録制度全体の傾向について御報告いたします。御覧のスライドはハーグ協定に基づく国際出願数と国際出願意匠数の推移を表しています。緑の折れ線グラフは国際出願件数を、黄色の折れ線グラフは国際出願に含まれる意匠数の総数を表しています。

我が国においてはハーグ協定が2015年5月に発効し、米国においても同日に発効しております。また韓国においては2014年7月に発効しております。それ以前から国際出願数、国際出願意匠数共に増加傾向にありましたが、日米韓のハーグ協定加入以降、わずかでは

ありますが、その傾向は更に顕著になっている状況です。

次に、実際にどのような企業による利用が多いのか御報告いたします。スライド番号2のページを御覧ください。御覧のスライドは2015年のハーグ協定に基づく国際出願意匠数の上位出願人を表しています。全体としては、もともとの加盟国である欧州各国の企業の利用が多い状況ですが、お気付きのとおり、S A M S U N Gの利用が圧倒的となっています。また我が国と同時加入した米国からはP & Gですとか、G I L L E T T Eといった企業がランクインしています。

次に、我が国企業による国際出願の状況について御報告いたします。次のスライドを御覧ください。御覧のスライドの緑の実線が日本人による国際出願数、オレンジの実線が日本人による国際出願意匠数を表しています。参考までに、日本と同時加入した米国の出願人による国際出願数と国際出願意匠数を破線で表しています。

全体として、日本人による国際出願数、国際出願意匠数共に決して多い数字であるとは言えないかもしれないのですが、同時加入した米国からの出願動向と比較しても遜色のない状況であるかなと考えております。日本人による国際出願は2015年5月の協定発効以降、順調な増加傾向にありますので、今後、徐々に利用が拡大していくものと期待されております。

次のスライドになりますけれども、外国出願人による我が国への意匠出願の状況について御報告いたします。スライド番号4になります。水色の棒グラフは外国人によって我が国に直接出願された意匠数を表しています。濃い青色の部分は外国人による我が国を指定した国際出願意匠数を表しています。2011年以降の推移を見ても、協定加入以前から外国人による我が国への意匠出願は増加傾向にありました。2015年の我が国のハーグ協定加入によって、その増加傾向は更に顕著になっていることがわかります。

最後のスライドで、以上のデータをまとめたものを記載しております。繰り返しの説明になり恐縮ではありますが、3点まとめております。まず日米のハーグ協定同時加入によって、意匠の国際登録制度の利用が活発化しています。我が国出願人による国際出願は全体として増加傾向にあります。それから、従来から増加傾向にあった外国人から我が国への出願もハーグ協定加入以降、更に活発化しているという状況でございます。

以上がハーグ協定のジュネーブ改正協定加入後の状況についての報告でございます。

続いて、画像を含む意匠の登録要件に関する意匠審査基準改訂後の状況について御報告させていただきます。資料2-2「画像を含む意匠の登録要件に関する意匠審査基準改訂

後の状況について」のスライド番号1を御覧ください。

御覧のスライドは全ての画像デザインの出願件数の推移を表したものになります。2014年がやや下振れしていますが、全体の傾向としては1000件前後で横ばいに推移しています。2016年10月までの実績値としては、従来から登録可能だった画像デザインの出願が674件、昨年4月から登録可能となった画像デザインの出願が217件となっています。この実績値から2016年の年間出願件数を予測しますと、およそ1000件程度となり、前年比ほぼ横ばいという状況でございます。

次に、出願人国籍別の画像デザイン出願の状況について御報告いたします。スライド番号2のページを御覧ください。御覧のスライドは出願人国籍別の画像デザインの出願件数構造の推移を表しています。特筆すべき傾向としては、赤の韓国からの出願が2014年以降、大幅に減少している点が挙げられます。また、2016年は10月までの出願構造ではありますけれども、2015年と比較すると、米国からの出願にやや増加傾向が見られているという点がございます。

次のスライドを御覧ください。御覧のスライドは画像デザインの出願をした出願人数の推移を表しています。先ほど出願件数は横ばいであると御報告いたしましたけれども、出願人数については年々増加傾向となっている状況でございます。

次のスライドになります。画像デザインについての検討を行っていた以前の小委員会において、保護対象の各国比較について説明いたしましたけれども、昨年4月の意匠審査基準の改訂によって、我が国における登録可能となった画像デザインが加わりましたので、現時点での各国における画像デザインの保護対象について資料を作成いたしましたので、参考までに御覧ください。

最後に、次のスライドにまとめとして3点、記載をしております。まず、意匠審査基準改訂前後においては画像を含む意匠の出願件数に大きな変動はございませんでした。一方で、画像を含む意匠の出願を利用する利用者数は増加傾向にありました。海外からの画像を含む意匠の出願割合については減少傾向にあって、特に韓国からの出願減が顕著であるという状況になっております。

議題3の「ハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入後の状況及び画像を含む意匠の登録要件に関する意匠審査基準改訂後の状況について」の説明は以上です。

○茶園委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明内容について御質問等がございましたら、どうぞお願いい

たします。――よろしいでしょうか。

もし何かありましたら、後ほどお願いするにいたしまして、次の議題に移りたいと思います。

4. 意匠五庁（ID5）会合を通じた国際連携の強化について

○茶園委員長 続きまして、議題4「意匠五庁（ID5）会合を通じた国際連携の強化について」につきまして、資料3「意匠五庁（ID5）会合を通じた国際連携の強化について」をもとに事務局から説明をお願いいたします。

○久保田意匠制度企画室長 資料3を御覧ください。近年、意匠分野においても企業活動のグローバル化に対応すべく、国際的な議論ですとか協力が活発化している状況でして、本日は、その一つである意匠五庁によるID5会合について御報告させていただきたいと存じます。

ID5会合は、日米欧中韓の意匠を所管する五庁が意匠分野における国際的な協力を推進するための枠組みとして平成27年に創設された会合です。昨年11月に、その第2回会合を開催しまして、今後取り組んでいく12の協定プロジェクトを決定したところです。これによって意匠分野における主要国間の国際協力が本格化していくこととなります。

第2回会合の主な成果としては、御覧のスライドのとおりでございまして、12の協力プロジェクトのうち、JPOは意匠分類、グレースピリオド、部分意匠、意匠統計の4つのプロジェクトをリードしていくこととなりました。この他、12のプロジェクトには優先権書類の電子的交換ですとか、優先権の実務、図面要件、それから保護要件等の比較プロジェクトなども含まれておりまして、その概略は次のページに一覧として示しておりますので、適宜御覧いただければと存じます。

議題4の説明は以上になります。

○茶園委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明内容について御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。――よろしいでしょうか。

また何かありましたら、後ほどお願いすることにいたしまして、次の議題に移りたいと思います。

5. 意匠分野における優先権書類の電子的交換の仕組みの導入について

○茶園委員長 続きまして、議題5「意匠分野における優先権書類の電子的交換の仕組みの導入について」につきまして、資料4「意匠分野における優先権書類の電子的交換の仕組みの導入について」をもとに事務局より説明をお願いいたします。

○久保田意匠制度企画室長 資料4を御覧ください。こちらは「意匠分野における優先権書類の電子的交換の仕組みの導入について」という資料になっております。

まず、この検討の背景について御説明いたします。近年の優先権の活用状況としては、企業活動のグローバル化に伴って、効果的な模倣品対策などを念頭に国境を越えた意匠権取得のニーズが高まっておりまして、年々、国際的な意匠登録出願件数が増加している状況でございます。それから、先ほども御紹介しましたけれども、2014/2015年に韓国、日本、米国がハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入したことを契機として、国際的な意匠登録出願活動が更に活発化している状況でございます。

そうした国際的な意匠登録出願については、パリ条約に基づいた優先権を主張することが多く、国際的な意匠登録出願件数の増加に伴って優先権を主張する機会も全体として増加傾向にございます。

なお、我が国の意匠の優先権書類の提出先は、下の図2で表しておりますとおり、中国、米国が多い状況でございまして、逆に優先権主張を伴う日本への意匠出願ですと、図3で示しますとおり、米国、欧州からのものが多いという状況になっております。

次のページ、(2)は第二国への直接出願をする場合における優先権を主張するための手続について示しております。第一国への意匠登録出願を優先権の基礎として、第二国に優先権主張を伴う意匠登録出願を直接行う場合の手続については、国によって細かな相違が見られますけれども、一般的には、まず出願時に第一国の国名、第一国への出願日などを明らかにして優先権を主張し、それから、出願日から一定期間内に第一国によって認証された優先権書類を提出する必要があるとございます。更に、第二国官庁に提出するための優先権書類の交付については第一国官庁に請求する必要があるとございまして、その請求には手数料を支払わなければならないということになっております。

(3)は、ハーグ協定に基づく国際出願における優先権を主張する手続について説明しております。ハーグ協定に基づく国際出願の場合には、①出願時に国際事務局に対して第一国官庁の名称と第一国官庁への出願日等を明らかにして優先権を主張します。それから、

②優先権書類の提出を求めている締約国を指定している場合には、国際公表後、各締約国の国内法令で定めた期間内、日、韓の場合は3カ月、米国の場合は出願係続中となっておりますけれども、当該指定締約国官庁に直接優先権書類を提出する必要があるとございます。

そうしますと、①の手続については出願人が直接行うことができますのですけれども、②の手続については、指定締約国によっては当該指定締約国内の代理人による必要があるということが出てきます。ちなみに、EUはハーグ協定に基づく国際出願については優先権書類の提出は求めていない状況でございます。

(4)に問題の所在を記載しておりますけれども、3点ございます。まず1点目は優先権書類交付請求、提出に係る費用ということで、優先権を主張するために第一国により認証された優先権書類の提出を求められている場合には、第一国の官庁に優先権書類の交付を請求する必要がありますので、優先権書類交付請求のための費用が発生するという事です。それから、第二国に優先権書類を提出する際にも、現地代理人費用等が追加的に生じることがあるということが考えられます。

2点目として、ハーグ協定に基づく国際出願の場合の指定締約国内代理人費用が考えられます。ハーグ協定に基づく国際出願の場合には、国際事務局に対して行う手続である優先権の主張を含む出願行為については出願人が直接行うことができますが、日米韓などを指定して優先権書類を各官庁に直接提出する場合には、優先権書類を提出するためだけに各指定締約国内の代理人を選任する必要があります。すなわち、代理人費用が発生することがございます。

3点目として、手続のための法定期間の超過リスクが考えられます。出願人等が第一国官庁に優先権書類の交付を請求してから優先権書類を取得するまでの期間は約2週間です。JPOの場合ですと、約10日でございます。その後、優先権書類を第二国官庁に郵送して到達するまでの期間は最長で2週間程度と考えられます。更に、第二国に提出する優先権書類に翻訳をつける場合には翻訳のための期間を要するという事で、例えば我が国や韓国は出願の日から3カ月以内に優先権書類を提出しなければいけませんので、出願人等は法定期間を超過しないように手続を迅速に進めなければならないということがございます。

EUについては、先ほども申しましたように、国際出願の場合には優先権書類を求めておりませんので、主にEUの制度を利用している欧州ユーザーにしてみると、優先権書類を日本国特許庁に提出する必要があるのだということを失念してしまう可能性がございます。

そうしますと、冒頭述べましたように、優先権を主張する機会が年々増加傾向にあることから、上記のような優先権を主張するために発生する追加的な費用負担、作業負担がますます増大していくものと見込まれます。ですので、企業等によるグローバルな意匠権取得を促進するためには、こうした優先権書類の提出に係る手続の簡素化及び費用の軽減のための方策を講じる必要があるのではないかというのが検討の背景でございます。

次に、優先権書類の電子的交換について簡単に説明してございます。2.でございます。優先権書類の提出に係る手続の簡素化、費用の軽減のための方策としては、まず優先権書類の電子的交換を可能することが挙げられます。ちなみに、優先権書類の電子的交換については、知的財産推進計画2015及び2016においても記載がございます。

4 ページ目の(1)に移ります。優先権書類の電子的交換についての国際動向ということで、これまでの特許分野も含めた歴史的な経緯を簡単に御説明いたします。

従来は特許分野においても出願人が第一国から入手した優先権書類を書面によって提出することしか認められておりませんでした。1999年に日米欧の三極間のネットワークを通じて、まずは日欧間における特許出願の優先権書類の二国間PDXシステムを開始したところでした。

その後、優先権書類の電子的交換の対象を世界各国の特許庁に拡大するに当たって、二国間システムですと、システムをそれぞれ別個に構築し、また信頼関係に基づいて未公開書類を交換することについては現実的にはなかなか困難であったという背景がございました。

そうしたところから、WIPOを中心にインターネットの技術を用いてグローバルなネットワークを構築することによって、世界的な優先権書類の電子的交換を実現するためのサービスについて議論が進みまして、2009年4月からWIPOが提供するDAS（デジタルアクセスサービス）の運用を開始したところでございます。我が国も、この運用開始当初から特許分野ではシステムを導入している状況です。2016年12月現在は13官庁がDASに参加している状況でございます。具体的には下の脚注にございますので、適宜御覧いただければと思います。

我が国における優先権書類の電子的交換の利用状況でございます。4 ページ下の図4のグラフを御覧いただくと、2012年以降、徐々に黒塗りのDASの利用が増えてきている状況が伺えます。一方で、書面の利用がどんどん下がってきている状況でございます。

(3) では、意匠分野においてDASが諸外国でどういう状況なのかということをお説

明しております。現在、意匠分野においてD A Sを導入しているのは中国とスペインの2カ国のみでございますが、以下のとおり、参加国拡大に向けた動きが進んでおります。

先ほどI D 5会合の御報告でも触れましたけれども、米欧韓についてはI D 5会合の中のプロジェクトとして「I D 5による優先権書類の交換に関する研究」が含まれており、主要国におけるD A Sの導入可能性調査が本格的に開始されることとなっております。

それから、ハーグ協定ジュネーブ改正協定の実施細則についても改正されている状況でございます。ハーグ協定に基づく国際出願の手続について定める実施細則においては、国際出願の内容として優先権書類の電子的交換のためのD A Sのコードを含めることを許容する規定が既に新設されている状況でございます。

実際にD A Sというものがどういうものなのかというのを(4)で説明しております。出願人は、まず第一国官庁に出願を行って、第一国官庁から発行されるアクセスコードを第二国官庁に出願する際に提出して、それを受領した第二国官庁はW I P Oを通じて第一国官庁に優先権書類を要求します。その後、第一国官庁から第二国官庁へD A Sを介して優先権書類が電子的に送付される。簡単に申しますと、こういった仕組みがD A Sというものでございます。

次に、D A Sの効果について説明をいたします。外国特許庁と我が国特許庁との間で優先権書類を電子的に交換することができるようなれば、第一国官庁によって認証された優先権書類の提出が不要となりますので、先ほど御説明いたしました3つの問題の所在ですね、優先権書類交付請求、提出に係る費用、優先権書類を伴うハーグ協定に基づく国際出願の場合の指定締約国内代理人費用、それから手続のための法定期間の超過リスクを軽減あるいは低減できると見込んでおります。

それから、日本国特許庁における庁内事務処理負担についても、優先権書類発行業務と電子化業務の減少等がございますので、軽減できるのではないかと期待しているところでございます。

更に、先ほどもちょっと説明しましたがけれども、現状では、意匠分野においてD A Sに参加しているのは2カ国のみでございますが、既にI D 5会合においてD A Sの導入可能性調査を開始することも決定されておりますし、今後更に導入する国・地域が拡大すれば、我が国ユーザーがD A S利用による上記効果を享受する機会がますます増大するのではないかと考えております。

こうした優先権書類の電子的交換についてのユーザーの御意見については、ユーザーの

負担軽減効果が高いものでございますので、特に海外に市場展開している我が国企業ですとか代理人の方々から早期導入を求める声が多い状況でございます。

それから、D A Sを導入しているハーグ協定加盟国はスペインのみでございまして、そういう状況からも、ユーザーだけではなくて、W I P Oからも我が国を含むハーグ協定加盟国による意匠分野におけるD A Sの早期導入を求める声が寄せられております。

次に、優先権書類の電子的交換を実現するための法的取扱いについて御説明いたします。意匠の優先権主張の手続については、意匠法第15条第1項で準用する特許法第43条第1項から第4項まで、それから第8項及び第9項に規定されております。我が国の意匠登録出願手続において優先権を主張するためには、この特許法第43条第2項の規定によって、第一国の特許庁に優先権書類の交付を請求し、我が国特許庁へ当該書類を提出しなければならないという状況でございます。

既に優先権書類の電子的交換を進めている特許では、どのようにしてそれを可能にしているかといいますと、特許法第43条第2項が規定する書類を提出したものとみなすことを規定している条文がございまして、それが同条の第5項でございまして、現時点では、意匠法はこれを準用していないという状況でございます。ですので、意匠分野において優先権書類を電子的に交換できるようにするためには、特許法第43条第5項を準用するなどの特許法と同様の規定を整備する必要がございます。

最後に、対応の方向性についての事務局提案でございます。優先権書類の電子的交換の仕組みを導入することは、さきに御説明しましたとおり、優先権書類を提出するために発生する費用負担、庁内事務処理負担等を軽減し、また手続のための法定期間を超過するリスクも低減する効果が見込まれる一方、懸念されるユーザーデメリットは見当たらないと考えております。

更に、優先権書類の電子的交換の仕組みは特許分野において年々利用が拡大しており、我が国ユーザーが優先権書類の電子的交換の仕組みを利用した優先権主張に係る手続に慣れてきているという状況もございまして、こうした手続の方法が変更されることによる混乱も最小限に抑えられるのではないかと考えております。

従いまして、企業等によるグローバルな意匠権取得を一層促進するために意匠法を改正して、システム開発の状況も視野に入れつつ、意匠分野においても優先権書類の電子的交換の仕組みを導入すべきではないかということで事務局提案とさせていただきます。

資料の説明は以上でございます。

○茶園委員長 どうもありがとうございました。

それでは、討議に移りたいと思います。ただいま事務局より説明いただきました内容について御質問、御意見等がございましたら、どうぞお願いいたします。

戸田委員、お願いします

○戸田委員 国際的に見ても、デザイン・ドリブン・イノベーションと言われるように、こういった分野は非常に活性化してきていると思います。企業にとって多数国で意匠権を効率的に取っていくのは大きな課題でございます。日本の特許庁は特許分野を中心に電子化では世界をリードしてきたのではないかなと思っています。この優先権書類のD A Sの導入も積極的に進めていただきたいと思います。

紙と併用するとなると、出願人側の負担が余り軽減されません。ここにも書いてございますが、ハーグ協定加盟国・地域に関しては電子化・D A Sの導入を積極的に働きかけてほしいと思います。

以上です。

○茶園委員長 どうもありがとうございました。

他に何かございますでしょうか。

佐野委員、お願いします。

○佐野委員 J I P Aといたしましても、I D 5に出ていただく前にも意見として述べさせていただきますいておりますが、ユーザーサイドからはD A Sの導入は極めてユーザーフレンドリーな制度だと思っておりますので、是非とも速やかに進めていただきたいと思います。

一方で、図面の問題、六面図問題等の意匠の制度自体が統合されない状況で、ここだけが走ってしまった場合、どういうことが起こるのかなというところも一部懸念しているところでございます。併せて考えていく必要はあろうかなと思っております。

以上です。

○茶園委員長 ありがとうございました。

他に何かございますでしょうか。

佐々木委員。

○佐々木委員 自工会としましても、ユーザーにとってのデメリットが特に無いようですので、導入を積極的に早く進めていただきたいと思います。

懸念事項が2点ほどございます。1点目は、日本だけが先に導入しても、ハーグ協定加

盟国等の他の国が導入しないと、使える環境があっても実際には使い難いということがございます。先ほど御説明頂いた I D 5 の調査研究のプロジェクトにおいて、リードが J P O ではないとのことですが、日本からも積極的に働きかけをしていただきたいと考えております。

2点目は、細かいことですが、意匠がグレースケール、つまり白黒でしたら特に問題は無いと思いますが、カラー、色彩を保護する意匠の場合、各国の O A 機器のアウトプットのキャリブレーションをしっかりとっておかないと、色合いが変わったようなものが出てしまうおそれがあるのではないかと考えております。そのあたりも含めて細かい調整等がありますので、リードをよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○茶園委員長 どうもありがとうございました。

平野委員、お願いします。

○平野委員 知的財産権は大企業、中小企業、弱小企業関係なく行使できるというメリットが非常に大きな戦略的活用方法と思います。そういう意味では、電子化とか、費用負担も含めて、各国に対する出願が簡素化されるというのか、大企業でなくてもいいものが価値あるものとして世界に認められるというのが非常に重要なポイントだと思っています。

それを含めて、ここまで国際化を委員会でもずうっと討議しながらやってきて、その価値がやっここで出始めたなと感じていますので、今後もますます日本がリードできるような国際的な活躍を大いに期待したいと思っております。

以上です。

○茶園委員長 ありがとうございます。

他に何かございますでしょうか。

林委員。

○林（美）委員 日本弁理士会の林です。

今回の D A S システムの導入に関しては、日本弁理士会としては大変歓迎しております、是非早期に実現していただければなと考えております。

特に、資料でもまとめていただいておりますが、日本への出願はアメリカ、欧州からのものが多いということですが、こちらの国は一つの出願に複数の意匠や対応を含めることを可能としておりますので、優先権証明書のボリュームも結構多くなる可能性があります。

以前、こちらの小委員会でも御紹介させていただきましたけれども、アメリカからの出願で優先権書類が何百ページになってしまうものがあるって、アメリカの特許庁に紙で優先権証明書の発行を拒絶されてしまったケースがありました。二、三度トライしまして、最後には御庁の御担当にも御協力をいただいて何とか米国特許商標庁の担当審査官と話をすることができたような事案もございました。

そういう意味では、欧州では既に登録証の発行がオンライン化され、電子のものしか出さないようなプラクティスになっているところもありますので、日本でのDASの実現を早期にお願いしたいと思います。

また、似たような話ですけれども、先ほど佐々木委員がおっしゃっていたように、アウトプットの機器の性能によって色味などが違ってしまいう話があるかと思います。こちらは中国の件で、カラーの出願だったのですが、送付されてまいりました優先権書類はほぼ真っ黒な感じで色彩が全然わからなかったということがありました。こちらは再発行をお願いしたのですが、現地代理人もこれ以上は無理だとのことでしたし、また御庁に御相談しましたところ、「中国はよくこういうことがあるので、そのまま出してください」ということを言われたこともございました。

国際的な調和ということも考えますと、日本がリードして、こういったところもレベルアップ、システム化できればなと考えておりますので、是非御協力をよろしくお願いいたします。

もう一つ、質問がございます。是非早期にと考えておりますが、改正をして実際にシステム開発がなされて導入されるまでのタイムスケジュールはどんな感じになっておりますでしょうか。

○茶園委員長 何かありますか。

○久保田意匠制度企画室長 林委員からもありましたように、本件について必要な措置としては、法律改正とシステム開発ということで想定をしておりますが、いずれも具体的なスケジュールの見通しが立っていない状況ではございます。とはいえ、早急にそうした対応を進めるべく庁内で調整を図っていきたいと思います。

○茶園委員長 どうもありがとうございました。

浅見委員、お願いします。

○浅見委員 私も優先権書類の電子的交換については全面的に賛同いたします。

確認させていただきたいのですが、説明資料の4ページの図4で、これは特許の話です

が、PDXシステムを利用したもののほうが数としては多いようです。特許においてはPDXとDASの両方が利用されているようですが、PDXについては日米欧の三極の特許庁の中で利用できるという御説明で、DASについては、脚注4を見ますと、EPOがここに入っていないという状況かと思えます。

欧州の場合、意匠を担当しているのはEPOではなくてEUIPOという別の組織ではありますが、EUIPOについてはDASの中に入るという意向を示していると理解してよろしいのでしょうか。欧州との関係は非常に重要だと思えますので、御質問させていただきます。

○茶園委員長 事務局、よろしいでしょうか。

○木本意匠課長 ID5の実際の場合各庁とも議論させていただきました。御指摘のように、意匠担当はEUIPOというヨーロッパの組織となっております。EUIPOにおきましても、これからDASを中心に検討していきたいという意見がございましたので、恐らくDASを中心に回っていくのではないかと、今のところは想定しております。

○浅見委員 ありがとうございます。

先ほどもお話がありましたように、日本はリード庁ではないですが、積極的に働きかけていただきたいと思います。

○茶園委員長 他に何かございますでしょうか。

今まで進めるという方向の御意見をいただいておりますが、他の意見でも、あるいは同じような意見でも結構ですけれども、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。――ありがとうございます。

意匠分野における優先権書類の電子的交換の仕組みについては、資料4において事務局で整理していただきましたとおり、基本的には導入するに当たり必要となる意匠法改正やシステム開発の時期、状況を見つつ、導入のための準備を進めていくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○茶園委員長 どうもありがとうございました。

6. 閉 会

○茶園委員長 以上をもちまして、本日の議論を終了いたしたいと思えますけれども、特

に何かございますでしょうか。――どうもありがとうございました。

では、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

○中野制度審議室長 御審議いただきまして、ありがとうございました。次回以降の具体的な開催日程等については、追って調整の上、皆様に御連絡差し上げます。

○茶園委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第5回意匠制度小委員会を閉会いたします。本日は御審議いただきまして、どうもありがとうございました。